

徳島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年七月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	にしむら歯科医院	所在地	阿波市阿波町高垣四六一	開設者	西村 崇	指定年月日	令和二年六月一日
	徳島県地域外来・検査センター	地	徳島市東沖洲二丁目一四番	徳島県	同	同	十六日
華	訪問看護ステーション明	二三	出来島本町三丁目二	株式会社ふるーる	同	同	二十三日